

石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 石狩市における風力発電施設の立地に関し、地域の自然的条件及び社会的条件等を統合的に評価するゾーニング（以下「ゾーニング事業」という。）の検討を行い、再生可能エネルギーの導入と環境配慮の両立を図るため、風力発電ゾーニング手法検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ゾーニング事業に関する調査、検討及び総合調整をすること。
- (2) その他ゾーニング事業に関し必要な事項の検討をすること。

(組織)

**第3条** 委員会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱日からゾーニング事業の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し、会議を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(部会)

**第6条** 委員会は、必要に応じ専門的な事項を調査、検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員のほか、各種団体等からの推薦並びに公募により選考する20人以内の部会員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員及び部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会において調査、検討したことについて、委員長に報告する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 部会の会議に出席した部会員には、1日当たり1,000円の謝金を支給する。

(アドバイザーの招致等)

第7条 第5条第1項(前条第5項において読み替える場合を含む。)における「会議」において、専門的な知見を聴取するため招致した有識者又は学識経験者等(以下「アドバイザー」という。)には1日当たり10,500円の謝金を支給する。

2 アドバイザーが旅行に要した費用に関し、支給する費用弁償の種類及び額並びにその支給方法については、石狩市職員等の旅費に関する条例(昭和51年条例第35号)に規定する一般職の旅費の例による。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境市民部環境政策課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、環境政策課長をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。